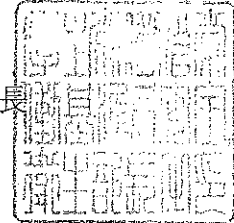


基安発第 1209001 号
平成 20 年 12 月 9 日

東京航空局長 殿

東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 2 番 2 号

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長



航空障害灯を設置しないことについて

地表又は水面から 60 m 以上の高さの物件に航空障害灯を設置しないことについて、航空法第 51 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 物件の設置者

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部長 尾澤英夫
TEL:03-5253-1111 (内線 5502)
FAX:03-3502-1598

- 2 物件の種類又は名称及び色
安全衛生総合会館 色：白色
- 3 物件の設置場所
〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
北緯：35°38′42″ 東経：139°44′45″
- 4 物件の地上高及び海拔高
地上高：68.9m 海拔高：73.1m
- 5 物件の設置期日
着工年月日：平成 8年 9月11日
設置年月日：平成11年10月18日
- 6 航空障害灯を設置しない理由
申請物件から20.2mの位置に申請物件の海拔よりも高いGL+151.1m、TP+154.1mの航空障害灯が設置されたグランパークビルが存在するため。
- 7 ①周囲又は申請物件の状況の変化により申請の理由が免除の基準を満足しなくなった場合は東京航空局に報告のうえ、その指示を仰ぎます。
②設置している航空障害灯については、許可後、消灯します。